

新旧対照表

新	旧
<p>同行援護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(指定に係る研修及びその過程)</p> <p>第2条 研修事業者の指定に係る研修及びその課程は、次のとおりとする。</p> <p>一 同行援護従業者養成研修一般課程</p> <p>「<u>指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修(ただし、告示別表第6に定めるものに限る。)をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(研修科目の受講の免除)</p> <p>第9条 指定事業者は、<u>告示別表第6(第6号関係)</u>に掲げる者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合には、同表に掲げる講義及び演習の受講を免除することができる。</p>	<p>同行援護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(指定に係る研修及びその過程)</p> <p>第2条 研修事業者の指定に係る研修及びその課程は、次のとおりとする。</p> <p>一 同行援護従業者養成研修一般課程</p> <p>「<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修(ただし、告示別表第6に定めるものに限る。)をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(研修科目の受講の免除)</p> <p>第9条 指定事業者は、<u>次の表</u>に掲げる者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合には、同表に掲げる講義及び演習の受講を免除することができる。</p>

新

(削除)

第10条～第16条（略）

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

旧

受講免除の対象者	免除することのできる研修科目
<u>ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程修了者、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者</u>	1 <u>視覚障害者(児)の福祉サービスに関する講義(1時間)</u> 2 <u>障害・疾病の理解①に関する講義(2時間)</u> 3 <u>障害者(児)の心理に関する講義(1時間)</u> 4 <u>同行援護の基礎知識に関する講義(2時間)</u> 5 <u>基本技能に関する演習(4時間)</u> 6 <u>応用技能に関する演習(4時間)</u>

第10条～第16条（略）

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。